

高額療養費・付加給付金 算出式 令和8年8月診療分から

【 70歳未満の方 <>内は多数回該当^{※1}の場合 】

区分	被保険者の所得区分	高額療養費の自己負担限度額	年間上限額 ^{※4}	付加給付の自己負担限度額
ア	標準報酬月額 83万円以上	270,300円＋(総医療費 ^{※2} －901,000円)×1% ＜140,100円＞	1,680,000円	140,100円
イ	標準報酬月額 53万円～79万円	179,100円＋(総医療費－597,000円)×1% ＜93,000円＞	1,110,000円	93,000円
ウ	標準報酬月額 28万円～50万円	85,800円＋(総医療費－286,000円)×1% ＜44,400円＞	530,000円	44,400円
エ	標準報酬月額 26万円以下	61,500円 ＜44,400円＞	530,000円 ^{※5}	44,400円
オ	低所得者 ^{※3}	36,900円 ＜24,600円＞	290,000円	

【 70歳以上75歳未満の方 <>内は多数回該当^{※1}の場合 】

区分	被保険者の 所得区分	高額療養費の自己負担限度額				付加給付の 自己負担限度額
		個人ごと(通院)		世帯ごと(入院を含む)		
		月額上限額	年間上限額	月額上限額	年間上限額※4	
現役並みⅢ	標準報酬月額 83万円以上			270,300円＋ (総医療費※2－901,000円)×1% ＜140,100円＞	1,680,000円	140,100円
現役並みⅡ	標準報酬月額 53万円～79万円			179,100円＋ (総医療費－597,000円)×1% ＜93,000円＞	1,110,000円	93,000円
現役並みⅠ	標準報酬月額 28万円～50万円			85,800円＋ (総医療費－286,000円)×1% ＜44,400円＞	530,000円	44,400円
一般	標準報酬月額 26万円以下	22,000円	216,000円	61,500円 ＜44,400円＞	530,000円※5	44,400円
低所得者Ⅱ※6		11,000円	96,000円	25,700円 ＜24,600円＞	290,000円	
低所得者Ⅰ※7		8,000円		15,700円	180,000円	

- ※1 療養を受けた月以前の1年間に、3か月以上の高額療養費の支給を受けた場合には、4か月目から「多数回該当」となり、自己負担限度額がさらに軽減されます。
- ※2 総医療費とは、保険適用される診察費用の総額(10割)です。
- ※3 被保険者が市区町村民税の非課税者で、かつ、区分ア・イに該当しない方です。
- ※4 年間上限額は、毎年8月から翌年7月までの12か月間の合計を対象とします。
- ※5 標準報酬月額が15万円以下であることが確認できた方は、年間上限41万円を適用し、令和9年8月以降に償還払いとなります。
- ※6 被保険者が市区町村民税の非課税者で、かつ、現役並み所得者に該当しない方です。
- ※7 被保険者とその扶養家族すべての方の収入から必要経費・控除額を除いた後の所得がなく、かつ、現役並み所得者に該当しない方です。